平成２１年（フ）第１０５号
福岡県大牟田市大字勝立122番地23
債務者　本田　朋子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第６８号
福岡県八女郡黒木町大字田本26番地１　大隈コーポＤ棟、住民票上の住所福岡県八女郡立花町大字山崎2046番地14
債務者　石川　眞一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第６９号
福岡県八女郡広川町大字新代2295番地１　コーポテルニテⅠ　201号
債務者　石川　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第７８号
福岡県八女郡広川町大字新代1364番地125　第３秋葉ビル603号
債務者　中野千代子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第３２６号
沖縄県那覇市安里３丁目12番14号
債務者　野原　　健
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３２７号
沖縄県豊見城市字長堂401番地10　正志建設アパート201号
債務者　島袋　敏男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３２８号
沖縄県豊見城市字長堂401番地10　正志建設アパート201号
債務者　島袋　朝子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１８２号
北海道小樽市長橋５丁目３番３号
債務者　鍛治不二夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０３号
北海道小樽市清水町１番９号、前住所北海道余市郡余市町黒川町16丁目11番地５
債務者　土谷　清実
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０８号
北海道小樽市長橋１丁目15番３号
債務者　下澗　一美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２１１号
北海道小樽市奥沢１丁目16番７号、前住所北海道小樽市奥沢４丁目23番15号
債務者　加納　　彰
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０１号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目23番13号201
債務者　平賀　義範
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２０２号
北海道苫小牧市字沼ノ端657番地の５
債務者　高橋　美帆（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２２３号
北海道苫小牧市字勇払15番地の10
債務者　最能美知子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２５２号
北海道苫小牧市三光町１丁目１番20―105号
債務者　本保奈緒美（旧姓黒滝）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２５３号
北海道苫小牧市のぞみ町１丁目15番22号　グランドのぞみ２階１―Ｃ号
債務者　山口　博子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２５８号
北海道苫小牧市澄川町２丁目３番12号　ベイサイドテラスＡ301
債務者　笹原　広三
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部